

古物営業法 古物営業法施行規則 が **改正** されました。

改正の内容



① ウェブサイトへの表示義務

令和6年4月1日施行

◎ 古物商又は古物市場主は、その事業の規模が著しく小さい場合等（常時使用する従業者の数が5人以下である場合や、当該古物商又は古物市場主が管理するウェブサイトを有していない場合）を除き、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を当該古物商又は古物市場主が管理するウェブサイトに表示して公衆の閲覧に供することが義務付けられました。

※ 従業者の数が**5人以下の場合、又はウェブサイト**を有していない場合には、ウェブサイトへの表示義務はありません。

※ 古物のインターネット取引を行う古物商は、**従業者の人数にかかわらず、従来どおりインターネット上に氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称、許可証の番号及び取り扱う古物に関する事項を表示**しなければなりません。

② 相手方の真偽確認方法の追加

令和6年1月31日施行

古物商が古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする際の相手方の真偽確認方法に

マイナンバーカードの提示を受ける方法が追加されました。